

改正

平成18年6月26日条例第56号

平成25年12月20日条例第36号

令和元年6月25日条例第3号

令和元年9月20日条例第20号

伊予市港湾施設管理条例

(目的)

第1条 この条例は、伊予市所属の港湾施設（以下「施設」という。）について使用料、使用方法その他使用に関する事項を定め、港湾施設の使用が適正かつ効率的に行われることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「施設」とは、港湾施設として市長が定める次に掲げるものをいう。

(1) 野積場

(2) 上屋

(使用の許可)

第3条 施設の使用をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をするに当たっては、目的、範囲、期間その他管理上必要な使用条件を付することができる。

(占有又は使用の期間)

第4条 占有の期間は5年以内、使用の期間は1月以内とする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、3月以内とすることができる。

2 前項の期間は更新することができる。

(使用料)

第5条 第3条の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

(使用料の減免)

第6条 前条の使用料は、市長において公益上特別の事情があると認めたときは、これを

減免することができる。

(使用料の不還付)

第7条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長において、特別な事由があると認めたときは、この限りでない。

(許可の取消し、変更等)

第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又はこれを変更し若しくはその他必要な処置をすることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 無断で施設を改修し、又は変更したとき。
- (3) 許可の申請に不正があったとき。
- (4) 使用料を滞納したとき。
- (5) 施設の保全、管理、運営又は機能の確保その他公益上必要があると認めるとき。

(権利譲渡等の禁止)

第9条 使用者は、施設を許可目的以外の目的に使用し、又は使用する権利を譲渡し、転貸し、若しくは担保に供することができない。

(設備の許可)

第10条 使用者が施設の利用について、特別の設備をしようとするときは、市長に願い出て許可を受けなければならない。

(搬入禁止物件)

第11条 次の各号のいずれかに該当する物品は、施設に搬入してはならない。

- (1) 爆発性又は発火性の物品
- (2) 建物を汚損し、又は腐食させるおそれのある物品
- (3) 前2号のほか、市長が不相当と認める物品

(物品の搬出)

第12条 次の各号のいずれかに該当する物品は、使用者又は物品の所有者の負担においてこれを撤去させることができる。

- (1) 使用期間の満了した物品又は第8条の処分を受けた物品
- (2) 使用許可を受けずに搬入した物品
- (3) 公益上その他市長が撤去を必要と認める物品

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、施設の使用を終了したとき、又は第10条の規定による許可の取消しを受けたときは、直ちに原状に回復して返還しなければならない。

(損害賠償)

第14条 施設の使用により、又はこの条例に基づく処分の結果生じたいかなる損害に対しても、市は、その責任を負わない。

2 使用者又はその使用人が施設を損傷又は滅失した場合において、前条に基づく原状回復ができないときは、市長の認定に基づき損害を賠償しなければならない。

(代執行)

第15条 使用者がこの条例に定める義務を履行しないときは、行政代執行法（昭和28年法律第43号）の規定により市長がこれを執行し、その費用は使用者から徴収する。

(罰則)

第16条 第3条若しくは第10条の届出をせず施設を使用し、若しくは特別の設備をし、又は虚偽の許可申請をした者は、5万円以下の過料に処する。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の伊予市港湾施設使用条例（昭和43年伊予市条例第14号）又は伊予港上屋使用条例（昭和36年伊予市条例第5号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成18年6月26日条例第56号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年12月20日条例第36号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(伊予市港湾施設管理条例に関する経過措置)

16 第9条の規定による改正後の伊予市港湾施設管理条例別表の2上屋使用料の表の規定は、施行日以後における上屋の使用に係る使用料（以下この項において「使用料」という。）について適用し、同日前の使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和元年6月25日条例第3号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（伊予市港湾施設管理条例に関する経過措置）

17 第10条の規定による改正後の伊予市港湾施設管理条例別表の2上屋使用料の表の規定は、施行日以後における上屋の使用に係る使用料（以下この項において「使用料」という。）について適用し、同日前の使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月20日条例第20号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（伊予市港湾施設管理条例の一部改正に伴う経過措置）

3 第2条の規定による改正後の伊予市港湾施設管理条例別表の1野積場使用料の規定は、施行日以後における野積場の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用料については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

1 野積場使用料

施設	区分	単位	使用料
野積場	舗装	1日1㎡につき	2.2円
		1月1㎡につき	66円
	未舗装	1日1㎡につき	1.1円
		1月1㎡につき	33円

2 上屋使用料

施設	単位	使用料
上屋	1日1㎡につき	11円
	1月1㎡につき	330円

備考

- 1 1件の使用料が、100円に満たないものは、100円とする。
- 2 1件の使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。
- 3 1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとする。